

平成 30 年 11 月 27 日
独立行政法人自動車技術総合機構

民間競争入札実施事業
独立行政法人自動車技術総合機構自動車検査用機械器具の保守管理業務
(関東検査部管内「東京都・神奈川県・山梨県」)の実施状況について

I. 事業の概要

1. 委託業務内容

独立行政法人自動車技術総合機構法第14条の規定に基づき関東検査部管内のうち東京都・神奈川県・山梨県内の10事務所(以下、「関東(南)」という。)に設置される自動車検査用機械器具(以下、「検査機器」という。)の維持及び管理

2. 業務委託期間

平成29年10月1日～平成31年9月30日

3. 受託事業者

安全自動車株式会社グループ

(構成員：安全自動車株式会社、株式会社アルティア、株式会社イヤサカ、株式会社バンザイ)

4. 契約金額

32,960千円(税抜)

II. 業務の実施に当たり確保されるべき質の達成状況及び評価

(実施要項15.(5)に基づく事業の実施状況についての報告)

【検査機器・重量計】

業務の実施に当たり確保されるべき質(定期点検及び重量計定期検査の実施に伴う検査コースの閉鎖時間が指標を上回らないこと)の達成状況は、以下のとおり。

各業務	測定指標	評価			
		期間			適・不適
検査機器 定期点検	定期点検実施に伴う閉鎖時間が半期で125時間55分を上回らないこと	平成29年度	下半期	125時間45分	適
		平成30年度	上半期	124時間15分	適
重量計 定期検査	定期検査に伴う閉鎖時間が29年度にあつては7時間30分、30年度にあつては17時間30分、31年度にあつては5時間を上回らないこと (注)	平成29年度		0時間00分	適
		平成30年度 (上半期)		2時間45分	適

(注) 重量計の定期検査の周期は2年に1度のため、各年度における検査基数が異なることから、年度により指標の設定が相違している。

Ⅲ. 業務内容の達成状況及び評価

(実施要項10.に基づく定期点検の実施・報告業務の達成状況)

独立行政法人自動車技術総合機構自動車検査用機械器具の保守管理業務民間競争入札実施要項（以下、「実施要項」という。）に規定する業務内容の達成状況は、下表のとおり達成されている。

各業務	確認事項	評価
検査機器定期点検	全ての対象機器について必要な点検が実施されているか。	適
	検査コース閉鎖時間が報告されているか。	
	実施結果は実施完了後14日以内に報告されているか。	
	四半期終了後7日以内に実施回数及び実施に伴う検査コース閉鎖時間が報告されているか。	
重量計定期検査	指定定期検査機関による定期検査を受けているか。	適
	全ての点検対象機器について前回の定期検査の日から2年以内に定期検査が実施されているか。	
	実施結果は実施完了後14日以内に報告されているか。	
	四半期終了後7日以内に実施回数及び実施に伴う検査コース閉鎖時間が報告されているか。	

Ⅳ. 実施経費の状況

実施経費については、実施時期に応じて業務範囲の見直し、業務委託期間の見直し、業務の追加などがあり単純に比較することは困難であるが、今回市場化テストの実施経費、前回の平成26年度及び平成28年度の市場化テストによらず契約を行った経費を比較すると、下表のとおり実施経費は増加している（重量計の定期検査が2年ごとのため同じ検査基数となる偶数年度の状況を比較）。

ただし、実施経費の増加は、技術者の労働単価の上昇、審査基準改正に伴う機器仕様の変更による点検時間増加等の影響によるものである。平成30年度の実施経費から点検作業時間増加分の経費を除くと関東（南+北）は、35,178千円となり、平成30年度と平成28年度との比較では、9.2%の増加、平成26年度との比較では、29.5%の増加となる。国土交通省が公表している公共工事設計労務単価の単価上昇率は平成24年以降年間約6.9%（単年度では0.7~16.9%）であり、2年間の上昇率は13.8%、4年間では27.6%となり、上昇率は概ね他の労働単価の上昇と同程度となっている。なお、平成26年度の経費の上昇率は大きいものの、これは平成22年度に行った契約に基づく金額であることから、同程度となっているものと思われる。なお、入札不調による随意契約が多く、金額の競争性が確保できていないため市場化テストによる効果の確認は困難である。

(千円・税抜)

	平成30年度	平成28年度	平成26年度
関東（南）	16,775	—	12,212（※3）
関東（北）※1	21,404	—	14,940（※3）
関東（南+北）	38,179	32,224（※2）	27,152（※3）

※1 関東（北）とは、関東検査部管内のうち茨城県・群馬県・埼玉県・千葉県・栃木県内の13事務所をいう。

※2 平成28年度は市場化テストの入札不調により検査機器の定期点検の実施回数が1回となったことから、他年度と比較するために実施回数が2回となるように換算した。

※3 平成26年度の経費は、平成22年度に契約を行った金額である。

V. 競争状況

1. 本業務の応札状況

総合評価落札方式で入札を実施したところ、入札参加者は1者であり、提出された企画書について審査した結果、入札参加資格及び必須審査項目を満たしていたが、入札価格が予定価格を上回ったため応札者と交渉を行い、実施要項を変更することなく予定価格の範囲内で随意契約を行っている。

VI. 評価

(1) 検査機器の保守管理業務に係る契約を検査部単位で一括して行ったことにより、主にメーカー毎に行っていた契約が包括化され契約事務が軽減されるとともに、事業実施に係る指示や検査確認業務が包括化され業務の効率化が図られている。

受託事業者は定期点検及び定期検査の実施にあたり検査コースの閉鎖時間を短縮するため、審査を行わない休憩時間を活用する等、閉鎖時間の短縮（質の向上）の努力を引き続き行っており、良質なサービスが提供されている。

(2) 前回の市場化テストと今回の市場化テストを比較すると契約金額は上昇しているが、これは技術者の労働単価の上昇、審査基準改正に伴う機器仕様の変更による点検時間増加等の影響によるものである。

前回市場化テストに参加した事業者は今回の応札を見送った理由として、①保守管理業務においては人材確保が難しく人手不足の状況下では参加は困難であること、②年間を通じて事業を担当する社員を雇用することができないこと、③前回の事業において地元業者との協力体制が構築できず自社社員を派遣しなければならなかったことや点検に使用する機器を維持する費用の見積もりが甘かったこと等により想定以上の経費を要したこと、を挙げている。

このように契約金額自体は上昇しているものの、働き方改革等に基づく労働単価の上昇や近年の人手不足等の社会環境下においても、労働単価の上昇率は国土交通省が公表している公共工事設計労務単価の単価上昇率と同程度であり、この影響を除けば、引き続き低廉なサービスとなっているものと考えられる。

(3) 以上のように、市場化テストの実施により、検査機器の保守管理業務において良質

かつ低廉なサービスの提供が実現できていると考えられる。ただし、1者入札等の課題があり、直ちに新規参入者を見込むことは難しいものの、引き続き検査機器に知見のある事業者の情報提供を行っていく所存である。

VII. 今後の方針

(1) 本業務は、2年計画の中間段階であるが、これまでの事業全体を通じた実施状況については以下のとおりである。

なお、実施状況の判断にあたっては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針」(平成26年3月19日付け)のⅡ. 1. (1)に示された条件について確認した。

- ① 本事業の実施期間中に、民間事業者が業務改善指示等を受けた事実、業務に係る法令違反行為等はなかった。
- ② 本事業については外部有識者等によるチェック体制を設置し、実施状況のチェックを受けることとしているが、これまでも機構における調達等の合理化を進めるため、契約監視委員会の中で点検を行ってきたところである。
- ③ 本事業の入札は、第1期応札者1者(説明会参加15者)、第2期応札者2者(説明会参加者10者)、第3期応札者1者(説明会参加者4者)であった。
- ④ 本事業において確保されるべき質に係る達成目標については、目標を達成している。
- ⑤ 本事業の実施経費については、今期において契約金額は上昇しているものの、その要因としては、技術者の労働単価の上昇に伴う労働単価の見直し、審査基準改正に伴う機器仕様の変更による点検時間増加等の影響によるものであり、経費削減において少なからず効果を上げている。

(2) 本事業の実施において、上述(1)を踏まえると、今期において1者応札となっており競争性について課題が残っている状況にあるが、質の確保、経費削減の観点からは一定の効果が得られているところである。

このため、競争性の改善のために、事業範囲の見直し、事業期間の見直し、業務内容の見直し等を図ってきたところであるが、本事業が労働集約的なものであり、労働単価の上昇や人手不足等の労働環境下においては、新たに人員を確保・教育し、新規事業として事業に参入するには市場が限定的で小さいことからメリットが少なく新規参入事業者がなかなか現れない状況から、競争性の確保のための抜本的な改善が困難な状況となっている。

(3) 当機構の運営は検査手数料に基づく自己収入において賄っているところであり、限られた予算を適正に執行する観点から、検査機器の保守管理業務においても良質で低廉なサービスが提供される必要がある。このため、市場化テストの実施如何に関わらず、今後とも契約内容を厳しく確認していく方針である。

一方で、上述のとおり競争性の改善については、今次労働環境では抜本的な改善が困難な状況にあることから、市場化テスト終了プロセス及び新プロセスの運用に関する指針Ⅱ. 1. (2)に示す「これまでの市場化テストを継続しても更なる改善が困難な事業」にあたると思われる。

このため、本事業の実施にあたって引き続き改善を行っていくものの、市場化テストを終了し、当機構の責任において事業を実施していくこととしたい。